給与支払報告書（給与所得の源泉徴収票）の作成にあたって

【注意してください！】

（1）社会保障・税番号制度の導入に伴い、**「個人番号」、「法人番号」の項目欄があります。支払対象者の「個人番号」、支払者の「個人番号」または「法人番号」の記入が必要です。**

（2）扶養親族がいる場合についても、**(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16 歳未満の扶養親族のフリガナ・氏名・個人番号を記入する必要があります。**

なお、控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族が５人以上いる方については、５人目以降の氏名は従来通り摘要欄に記入し(記入例「(１)日本　和夫」)、個人番号は扶養親族記入欄右側の、５人目以降の控除対象扶養親族(16 歳未満の扶養親族)の個人番号欄に記入してください(記入例「(1)666…」)。その際、記入例のように氏名と個人番号のカッコ書きの数字は、同一人物で対応するようにしてください。また、対象者が 16 歳未満の扶養親族の方は、氏名の後に「(年少)」と、国外に居住する非居住者の方は、氏名の後に「(非居住者)」と記入し、区分欄に○印を記入してください。

（3）同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨を摘要欄に記入してください(記入例「氏名(同配)」)。

（4）「基礎控除の額」欄は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記をしてください。ただし、基礎控除の額が **48 万円の場合のみ**転記する必要はありません。

（5）所得金額調整控除の適用がある方で、「(源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族」欄に記入されていない場合は、**「(摘要)」欄に氏名を記入し、氏名の後に「(調整)」と付記**してください(記入例「氏名（調整)」)。

（6）「受給者生年月日」欄には、受給者の生年月日を和暦で記入してください。

【給与支払報告書記入例】

① 令和６年１月１日現在の住所または居所とします。

② 太郎さんの令和 5 年中に支払の確定した給与等の総額は、7,632,000 円とします。したがって、給与所得控除後の金額は、5,768,800 円となります。(『令和 5 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表』から求めます。)

③ 妻・花子さんの給与所得を 235,000 円（給与収入 785,000 円）とします。
→太郎さんの合計所得金額は 900 万円以下、かつ妻の合計所得金額が 48 万円以下のため、配偶者控除（控除額 38 万円）が適用されます。

④ 父・和夫さんは同居特別障害者で老人扶養親族です（控除額 1,330,000 円)。長男・一郎さん、次男・二郎さん、長女・一代さんはその他扶養親族です（控除額 380,000 円×3 人)。次女・二代さんは特定扶養親族です（控除金額 630,000 円)。

⑤ 社会保険料は､280,700 円(国民年金の支払額 100,200 円及び前職分社会保険料 35,000 円を含む。)、小規模企業共済等掛金は 120,000 円であり、社会保険料等の金額は 400,700 円とします。

⑥ 支払った旧契約の一般生命保険料は 130,000 円、新契約の一般生命保険料は 60,000 円、介護医療保険料は 30,000 円とします。したがって、生命保険料控除額は 75,000 円となります。(一般の生命保険料分 50,000 円　介護医療保険料分 25,000 円)

⑦ 支払った地震保険料は 30,000 円、旧長期損害保険料は 19,600 円とします。したがって、地震保険料の控除額は、44,800 円となります。

⑧ 太郎さんの合計所得金額が 2,400 万円以下の場合、基礎控除の額は 480,000 円となります。

※**『前職分の給与支払額等』**については、必ず「(摘要)」欄に記入してください。また、**普通徴収を希望される方は、必ず「(摘要)」欄に普通徴収切替理由の符号（普 B 普 C など）を記入するとともに普通徴収切替理由書を提出してください（普通徴収切替理由書の提出がない場合、普通徴収は認められません)**。

※　**住宅借入金等特別控除の適用を受けた方については、その適用を受けた家屋の居住の用に供した年月日を記入してください。**また、住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えて、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、**『住宅借入金等特別控除の額の内訳欄』**の必要事項を記入してください。

記入例の図は裏面です

⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※ 種別	※ 整理番号	※

※区分

(受給者番号) 1234-56789

(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

支払を受ける者 住所 神奈川県〇〇町〇〇△△△番地 ①

(役職名) 総務課長

氏名 (フリガナ) ニッポン タロウ

日本 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 7 千 632 円 000	② 5 千 768 円 800	4 千 480 円 500	内 65 千 700 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	④ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）特定		老人		その他		16歳未満扶養親族の数	④ 障害者の数（本人を除く。）特別		その他	非居住者である親族の数
有	従有		③ 千 380 円 000	人 1	従人	内 1 人	1 従人	人 3	従人	人	内 1 人	1 人		人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 120 千 000 円 ⑤ 400 700	⑥ 75 千 000 円	⑦ 44 千 800 円	千 円

(摘要)

(1) 日本 和夫

前職分 株式会社 ABC運送 二宮町二宮△△△番地 令和5年1月31日退職
支払金額 400,000円 社会保険料 35,000円 ⑤

⑥

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	60,000 円	130,000 円	30,000 円	円	円

住宅借入金等特別控除の額の内訳							
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)	円
住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(源泉・特別)控除対象配偶者						
(フリガナ)	ニッポン ハナコ	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	⑤ 100,200 円	旧長期損害保険料の金額 ⑦ 19,600 円
氏名	③ 日本 花子		③ 235,000 円	基礎控除の額	円	所得金額調整控除額 円
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					

④

控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族			
1	(フリガナ)	ニッポン イチロウ	区分	1	(フリガナ)		区分
	氏名	日本 一郎			氏名		
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			個人番号		
2	(フリガナ)	ニッポン ジロウ	区分	2	(フリガナ)		区分
	氏名	日本 二郎			氏名		
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			個人番号		
3	(フリガナ)	ニッポン カズヨ	区分	3	(フリガナ)		区分
	氏名	日本 一代			氏名		
	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			個人番号		
4	(フリガナ)	ニッポン フダヨ	区分	4	(フリガナ)		区分
	氏名	日本 二代			氏名		
	個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			個人番号		

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
(1) 666666666666

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										〇		5	2	1	昭和	40	4	4

（市区町村提出用）

支払者		
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	(右詰で記載してください。)
住所(居所)又は所在地	神奈川県中郡△△町□□△△△△番地	
氏名又は名称	株式会社 甲乙商会	(電話) 0463-〇〇-□□□□

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

記入上の注意

〇給与支払報告書に支払を受ける者とその扶養親族の個人番号を記入する欄があります。忘れずに記入をお願いいたします。

〇給与支払者についても、支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）の記入をお願いいたします。

＜問合せ先＞

大磯町役場　税務課　　0463-61-4100(内線 253・254)

二宮町役場　戸籍税務課　0463-71-3317(直通)